

# 受動喫煙防止対策について

## 3つの基本的な考え方

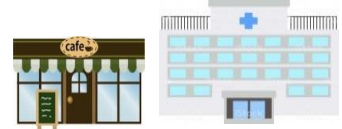
1 望まない受動喫煙をなくす



2 受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮



3 施設の類型・場所ごとに対策を実施



## 飲食店では？

2020年4月から**原則、店内は「禁煙」**となります。

### あなたのお店は

- Q1 2020年4月1日時点で、営業している店舗ですか？
- Q2 個人経営、資本金または出資の総額5,000万円以下ですか？
- Q3 客席面積は100㎡以下ですか？

1つでも「いいえ」

すべて「はい」

どちらか選択することができます

経過措置です

店内禁煙



喫煙専用室設置(※)



加熱式たばこ専用の喫煙室設置(※)



喫煙室の標識掲示義務

喫煙室の標識掲示義務

店内喫煙可能(※)



喫煙室の標識掲示義務

- (※) 全ての施設で、喫煙可能部分には、
- ・喫煙可能な場所である旨の掲示を義務づけ
  - ・客、従業員ともに20歳未満は立ち入れない
  - ・喫煙室の設置には省令で定める基準を満たす必要がある

\*管理権原者とは所有者等の、施設等の改修等を適法に行うことができる権原を有する者のこと

管理権原者は裏面「届出書」を提出してください。

京都府乙訓保健所 保健室 075-933-1153

(向日市・長岡京市・大山崎町)

京都府中丹西保健所 保健室 0773-22-6381

(福知山市)

京都府山城北保健所 保健室 0774-21-2192

(宇治市・城陽市・八幡市・京田辺市・久御山町・井手町・宇治田原町)

京都府中丹東保健所 保健室 0773-75-0806

(舞鶴市・綾部市)

京都府山城南保健所 保健室 0774-72-0981

(木津川市・笠置町・和束町・精華町・南山城村)

京都府丹後保健所 保健室 0772-62-4312

(宮津市・京丹後市・与謝野町・伊根町)

京都府南丹保健所 保健室 0771-62-4753

(亀岡市・南丹市・京丹波町)

※ 届出受理番号	
----------	--

## 喫煙可能室設置施設 届出書

令和 年 月 日

京都府 保健所長 様

届出者（管理権原者） ㊟

健康増進法施行規則等の一部を改正する省令附則第2条第6項の規定により下記のとおり届け出ます。  
記

1 喫煙可能室設置施設	(ふりがな)	
	①名称	
	②-1 所在地	〒      —  (電話      —      —      )
	②-2 車両番号等	
	③営業許可番号	第      号
④営業許可日	年      月      日	
2 管理権原者	(ふりがな)	
	①氏名（法人にあっては、その名称）	
	(ふりがな)	
②法人にあっては、その代表者の氏名		
③住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）	〒      —  (電話      —      —      )	
3 備考		

(注意)

- 1 ※印欄には、記載をしないこと。
- 2 1欄②は、②-1又は②-2のいずれかに記載すること。
- 3 2欄については、管理権原者が法人の場合には①②及び③欄に記載すること。それ以外の場合は①及び③欄に記載すること。
- 4 3欄には、届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。